

府政共生第 135 号  
平成 27 年 2 月 6 日

都道府県・指定都市衛生主管部(局)長  
都道府県・指定都市青少年行政主管部(局)長  
各 都道府県・指定都市消費者行政主管部(局)長 殿  
都道府県・指定都市教育委員会学校健康主管課長  
都道府県私立学校主管課長  
国立私立大学法人事務局長

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年環境整備・総合調整第1担当)

警察庁生活安全局少年課長  
警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課長  
消費者庁消費者政策課長  
総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長  
法務省刑事局公安課長  
財務省関税局調査課長  
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長  
厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

( 公印省略 )

卒業・進学・新入学等の時期における危険ドラッグ等の薬物乱用に係る広報啓発の強化及び青少年の再乱用防止対策の充実強化について(依頼)

政府では、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」(平成 25 年 8 月 7 日薬物乱用対策推進会議決定)及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」(平成 26 年 7 月 18 日薬物乱用対策推進会議決定)に基づき、危険ドラッグの根絶のための取組を強力に推進しているところですが、危険ドラッグをめぐっては、いまだ乱用者による事故等が後を絶たず、インターネット上における販売サイトも海外サーバーを経由するなど悪質化して販売を継続していることなど、依然として予断を許さない状況にあります。

とりわけ、スマートフォン等の急速な普及等を背景に、青少年が保護者の気付かないところでインターネットを利用してこれら違法・有害情報にアクセスし、薬物乱用の端緒となるなど、青少年への乱用の広がりが懸念されるところです。

危険ドラッグ等については、依存性・毒性が強い物質が含まれているものが多く、薬物依存に陥る危険性が高いことから、薬物の中毒・依存に至ってしまった患者に対する適切な治療回復措置のみならず、薬物の中毒・依存に至る前の段階から、薬物乱用者の状態及び状況

に応じたきめ細やかな早期対応が求められます。

このような情勢を踏まえ、平成 26 年 12 月 17 日には、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 122 号)が施行され、同法附則において、「指定薬物等の依存症からの患者の回復に係る体制の整備」に関する規定が創設されました。

厚生労働省では、平成 27 年度から、依存症対策において地域の要としての役割を果たす精神保健福祉センターにおいて、認知行動療法を用いた治療・回復プログラムを実施するための経費を助成する事業や依存症家族に対する認知行動療法を用いた心理教育プログラム等を実施する事業を予算案に盛り込んだほか、効果的な治療回復プログラムの開発・普及を促進することとしています。

また、昨年 12 月 16 日、犯罪対策閣僚会議によって決定された、別添 1 「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」において、犯罪や非行をした者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れること(RE-ENTRY)が自然にできる社会づくりを推進することが提唱されていますように、青少年の薬物乱用者についても、治療と社会復帰が不可分であること等を踏まえ、薬物乱用者の状態及び状況に応じた再乱用防止対策を一層充実強化することが求められています。

こうした中、春の卒業・進学・新入学等の時期を迎えます。危険ドラッグ等の薬物乱用の防止については、青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識の向上が極めて重要であることから、当該時期に実施される各種取組の機会等と有機的に連動させて、関係府省庁が連携して、薬物乱用の根絶と再乱用防止のための広報啓発活動等の取組を推進していくこととしてあります。

つきましては、貴職及び貴管下市町村等関係機関におかれましても、当該時期において、上記趣旨を踏まえ、下記の事項に御留意いただき、薬物乱用対策推進地方本部、青少年センター等の連絡協議会等の会議や青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備に向けた「春のあんしんネット・新学期一斉行動」等に係る各種取組の機会等を効果的に活用して、危険ドラッグ等に関する重点的な広報啓発活動に取り組んでいただきますようお願い致します。

なお、上記「春のあんしんネット・新学期一斉行動」につきましては、別添 2 のとおり、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備のための保護者に対する重点的な啓発活動(春のあんしんネット・新学期一斉行動)について(依頼)」(平成 27 年 1 月 27 日付け、府子第 36 号)で各都道府県・指定都市青少年行政主管部局長宛の依頼文が発出されており、同依頼文には関係府省庁連名によります一般社団法人全国高等学校 PTA 連合会等に対する協力依頼文が添付されておりますので、申し添えます。

記

## 1 保護者や地域の指導者等に対する危険ドラッグに関する正しい知識の普及促進

青少年による危険ドラッグの乱用の防止には、地域社会や家庭における薬物根絶意識の醸成が不可欠であり、まず、保護者や地域において青少年の指導、相談・支援及び広報啓発活動にあたる指導者等に対して、危険ドラッグの危険性・有害性に関する正しい知識の普及を図り、更に深く理解を促す必要がある。

また、スマートフォンを始め、新たなインターネット接続機器やサービスが急速に普及する中で、青少年が保護者の気づかない使い方をして違法・有害情報にアクセスし、危険ドラッグの乱用に至る危険性が増大していることから、保護者や指導者等に対しては、スマートフォン等を通じたインターネット上における危険ドラッグの販売・乱用等の実態について、必要な知識・情報を周知する必要がある。

このため、保護者や指導者等に対して、青少年がどのようにインターネットを利用しているか、インターネットの利用に伴うコンタクトリスクなど、青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状等についての「気づき」を促し、補導や相談・支援等の直接的なコミュニケーション等を通じて、青少年による危険ドラッグの乱用の兆しを見逃すことのないよう、青少年の保護者、学校関係者等のほか、地域で牽引的役割を担っている少年補導センターの少年補導員、少年警察ボランティア、青少年指導員、青少年相談員、民生委員、保護司等の指導者等に対し、別添資料及び注1～10のホームページ等を活用するなどして、積極的な情報提供に努める。

## 2 訴求対象に応じた広報啓発活動の推進

### (1) 学校等における啓発活動の強化

春の卒業・進学・新入学等の時期は、周囲の環境変化、交友関係の拡大、当該時期を利用した海外渡航、スマートフォン等の新たなインターネット接続機器の購入等を通じて、青少年が違法・有害な情報に接する機会が増加することが懸念される。

このため、青少年が安全で安心してインターネットを利用できる環境の整備のため「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、この節目の時期を捉えて、集中的に保護者に対するその責務等の意識喚起とペアレンタル・コントロールやフィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及促進に重点を指向して、スマートフォンを始めとした新たな機器等に配意した啓発活動への取組を展開している。

啓発活動においては、当該時期の各種取組の機会等と連動させて、小学校、中学校及び高等学校における薬物乱用防止に関する各種指導の機会を活用して、薬物乱用防止教室の開催や、別添3のとおり「薬物乱用防止啓発事業」を活用するなどして、危険ドラッグ等の乱用による健康被害等の危険性について、正しい理解を促すための取組を積極的に推進する。

### (2) 有職・無職少年等に対する啓発活動の推進

薬物乱用防止教育を受ける機会の少ない有職・無職少年に対しても、これら薬物に

関する正しい認識が周知されるよう、労働関係機関・青少年労働関係団体等と連携して、新入社員研修や各種イベント等の若者の集まる多様な場において、これら薬物乱用防止に係る啓発活動に努める。

また、青少年のスマートフォン等の利用実態等を踏まえ、学校以外での青少年のSNS等によるクローズドな「繋がり」の機会を利用するなどして、有職・無職少年にもメッセージが届くよう、インターネット上の広報媒体を活用した訴求力の高い効果的な広報啓発に努める。

### 3 青少年の薬物再乱用防止対策の充実強化

青少年の薬物乱用者は、一般的に、薬物乱用歴が比較的短いことから、地域において、その治療と社会復帰が不可分であること等を踏まえ、薬物の中毒・依存に至る前の段階から、薬物乱用者の状態及び状況に応じた細やかな早期対応を行うことが特に重要となる。

このため、国や地方の関係機関が連携を密にし、薬物乱用者が健全な社会の一員として定着できるようシームレスな指導・支援を行っていく必要がある。

青少年の薬物問題の発覚の端緒は、家族等の地域における身近な者が多いことから、薬物問題を抱える家族や何らかの兆候を把握した地域住民等が早期に、相談機関や依存症対策において地域の要としての役割を果たす精神保健福祉センター等に相談できるよう、注1の「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」に記載されている連絡先一覧を活用するなどして、関係機関の各種窓口等の周知徹底に努める。

また、青少年の薬物再乱用防止のためには、その治療と社会復帰支援が不可分であることを踏まえ、「子ども・若者支援地域協議会」「要保護児童対策地域協議会」「少年サポートチーム」等、困難を抱える青少年を地域において関係機関・団体等が連携して支援するための枠組みや具体的な取組・相談窓口等についても、青少年の薬物再乱用者やその家族等の相談者が、その具体的なニーズに応じて、立ち直りに向けてシームレスに、きめ細やかなサポートが受けられるよう、適切な周知に努める。

### 4 インターネット上の違法・有害情報の排除に向けた気運の醸成

インターネット上での危険ドラッグ等の違法・有害情報については、一般社団法人セーファーインターネット協会及びインターネット・ホットラインセンターにおいて、広くインターネット利用者からの通報を受け付け、削除要請を行う取組が強化される等、民間の事業者等による取組も強化されている。

そのため医薬品医療機器等法による広告中止命令を受けた物品や広域的に規制する必要があるものとして官報で告示された物品の広告などの違法・有害情報を把握した場合に、これらの民間団体等への通報を積極的に促すなど、違法・有害情報の排除に向けた気運を一層高めるよう、この種情報の通報の「受け皿」として、関係機関・団体等に広く周知に努める。

- 別添1 「宣言:犯罪に戻らない・戻さない」(法務省 犯罪対策閣僚会議決定)
- 別添2 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備のための保護者に対する重点的な啓発活動(春のあんしんネット・新学期一斉行動)について(内閣府)
- 別添3 平成26年度薬物乱用防止啓発事業(厚生労働省委託事業)

- 注1 ご家族の薬物問題でお困りの方へ(厚生労働省)  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/other/dl/yakubutukazoku.pdf>
- 注2 政府インターネットテレビ「徳光・木佐の知りたいニッポン! ~緊急企画!危険ドラッグに手を出すな!」  
<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg10549.html>
- 注3 政府広報オンライン「特集:薬物対策(危険ドラッグの本当の怖さを知っていますか?)」  
<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/drug/index.html>
- 注4 平成25年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果(概要)(内閣府)  
[http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h25/net-jittai/pdf/kekka\\_g.pdf](http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h25/net-jittai/pdf/kekka_g.pdf)
- 注5 保護者向け普及啓発用リーフレット「お子様が安全に安心してインターネットを利用するためには保護者ができること」(内閣府)  
<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/index.html>
- 注6 平成26年度薬物乱用防止資料(警察庁)  
<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/yakubutujyuki/drug2014.pdf>
- 注7 Facebook 及びTwitter(厚生労働省)  
Facebook STOP the 薬物! ~断る勇気が未来をつくる~  
Twitter <https://twitter.com/StopTheDrug>
- 注8 あやしい薬物連絡ネット(厚生労働省)  
相談窓口: 03-5542-1865  
<http://www.yakubutsu.com/>
- 注9 セーフライン運用ガイドライン(一般社団法人セーファーインターネット協会)  
[http://www.safe-line.jp/wp-content/uploads/safeline\\_guidelines.pdf](http://www.safe-line.jp/wp-content/uploads/safeline_guidelines.pdf)
- 注10 ホットライン運用ガイドライン(インターネット・ホットラインセンター)  
<http://www.internethotline.jp/guideline/index.html>

(連絡先)

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)

青少年環境整備・総合調整第1担当 03-5253-2111 (内 38256)

警察庁生活安全局少年課

企画係 03-3581-0141 (内 3071,3074)

警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課

企画係 03-3581-0141 (内 3274)

消費者庁消費者政策課

03-3507-9244 (直通)

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課

調査係 03-5253-5847 (直通)

法務省刑事局公安課

薬物暴力係 03-3580-4111 (内 5643)

財務省関税局調査課

総括係 03-3581-4111 (内 4887)

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

保健管理係 03-5253-4111 (内 2976)

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

啓発推進係 03-5253-1111 (内 2796)

## 宣言：犯罪に戻らない・戻さない

～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～

平成26年12月16日  
（犯罪対策閣僚会議決定）

### はじめに

犯罪や非行をした者は、服役するなどした後、再び社会の一員となる。

犯罪や非行が繰り返されないようにするためにには、犯罪や非行をした本人が、過ちを悔い改め、自らの問題を解消する等、その立ち直りに向けた努力をたゆまず行うとともに、国がそのための指導監督を徹底して行うべきことは言うまでもない。

それと同時に、社会においても、立ち直ろうとする者を受け入れ、その立ち直りに手を差し伸べなければ、彼らは孤立し、犯罪や非行を繰り返すという悪循環に陥る。地域で就労の機会を得ることができれば、自分を信じることができる。住居があれば明日を信じることができる。彼らの更生への意志は確かなものとなり、二度と犯罪に手を染めない道へとつながっていく。

犯罪が繰り返されない、何よりも新たな被害者を生まない、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な国、日本」を実現するためには、ひとたび犯罪や非行をした者を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れること（RE-ENTRY）が自然にできる社会環境を構築することが不可欠である。

ここに、全ての国民と共に「犯罪に戻らない・戻さない」立ち直りをみんなで支える明るい社会を創り上げることを宣言する。

### I 再犯の現状等

#### 1 再犯の現状

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控え、世界一安全な日本を創ることは、国を挙げて成し遂げるべき使命である。

しかし、約3割の再犯者によって、約6割の犯罪が行われているという調査結果もある中、一般刑法犯の認知件数は減少傾向にあるものの、検挙人員（犯罪少年を含む）に占める再犯者の割合（再犯者率）は、平成9年以降一

貫して上昇し続けており、平成25年には約5割を占めるまでに至っている。また、平成25年に新たに受刑した者の約6割は、過去に受刑歴がある再入者によって占められている。

すなわち、今日の我が国においては、犯罪・非行の繰り返しをいかに食い止めるか（＝再犯防止）が、犯罪を減らし、安全・安心に暮らせる社会を構築する上で大きな課題となっている。

## 2 犯罪・非行が繰り返される背景

犯罪や非行の原因については、心理面や社会面等における様々な要因が複雑に関連し合っていると考えられるが、家族や地域社会とのつながりが希薄であり、孤立しているといった問題を抱えている者も少なくない。

こうした問題から、自立した社会の一員として暮らしていくために必要な仕事や、安心して暮らせる居場所を得ることができない者も少なくなく、例えば、再犯により刑務所に収容される受刑者の約7割が無職であり、また、仕事に就いていない者は、仕事に就いている者と比べて再犯率が4倍と高いことが明らかになっている。また、毎年約6,400人の受刑者が帰るべき場所がないまま刑務所を出所し、そのうち3人に1人は2年以内に刑務所に戻っている。

このような犯罪・非行の繰り返しを食い止めるためには、犯罪や非行をした者を社会で孤立させないことが肝要であり、自立のために必要な「仕事」や「居場所」の確保といった社会での受け入れをいかに進めていくことができるかが大きな鍵となっている。

## 3 再犯防止を支える社会の変化

我が国において、犯罪や非行をした者の立ち直りを社会で支えようとする取組は、明治中期に静岡県において生まれた。

それから現在に至るまで、我が国の再犯防止は、地域において犯罪や非行をした者の指導・支援に当たる保護司、刑務所や少年院等の矯正施設を訪問して受刑者や非行少年の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員を始め、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用する企業である協力雇用主、帰るべき場所のない刑務所出所者等を受け入れて「居場所」を提供する更生保護法人、犯罪や非行をした者の改善更生を支援する幅広い活動を行っている更生保護女性会、BBS会（BBSとは、Big Brothers and Sistersの略であり、非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体である。）など、多くの民間の篤志家と国が手を取り合って進められてきた。また、少年の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組んでいる少年警察ボランティアは、都道府県警察の少年サポートセンターの少年補導職員と連携した活動を進めている。このような民間篤志家の存在、そしてその活動を直接、間接に支える日本国民の和の精神は、世界に誇るべき我が国の宝である。

しかし、人口減少時代を迎える中、都市化、高度情報化といった社会環境の変化も相まって、地域社会における人と人のつながりも弱まりつつある。こうした中で、民間の篤志家による活動は難しさを増しており、保護司のなり手も近年、減少傾向にあるなど、再犯防止を支える社会的土壤は危機に瀕していると言っても過言ではない。

再犯防止を支える我が国の良き社会的土壤を将来にわたって持続可能なものとするためには、こうした活動の輪を更に広げ、社会全体から理解され、国民一人一人の立場に応じた協力を得るための取組を進める必要がある。

## II 立ち直りをみんなで支える社会に向けた取組の方向性

立ち直りを支える明るい社会の構築に向けた取組を進めるために必要なことは、国としてまず何を行い、その上で地域の関係機関や企業等の団体、ひいては広く国民に何をお願いしていくのか、その方針を明確に打ち出した上で、相互にその取組を積極化していくことである。

ここでは、自立のために必要な「仕事」と「居場所」の確保に向けた国の取組の方向性を示した上で、次項から、それぞれ取組について、具体的な数値目標と取組の内容を明らかにし、国民に一層の理解と協力を求めることとした。

### 【取組の方向性】

- 1 犯罪や非行をした者がより円滑に社会復帰することができるよう、矯正施設入所中から出所後に至るまで、これまで以上に社会とのつながりを持ちながら指導や支援を行える体制づくりを、地域社会の理解や協力も得ながら進めていく。
- 2 立ち直りに関わる国や地方の関係機関が連携を密にし、犯罪や非行をした者が健全な社会の一員として定着するまで、シームレスな指導・支援を行っていく。
- 3 犯罪や非行をした者の立ち直りを支える民間ボランティアや企業等が地域社会で活動しやすい環境をつくり、犯罪や非行をした者を受け入れることが自然にできる社会の実現に向けた活動の輪を広げていく。

## III 再犯防止につながる仕事の確保

### 【数値目標】

2020年までに、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数を現在の3倍にする。

### 【取組の概要】

犯罪や非行をした者の多くは、基礎的な学力や仕事上求められる技能を身に付けておらず、粘り強さや対人関係能力等が不足しているほか、前歴そのもの

による就労上の制約があるなど、様々な課題を抱えている。そのため、矯正施設収容中から、就労に必要な技能を身に付けさせるための指導・訓練を推進するとともに、これらを活かして出所後直ちに就労できるよう、矯正施設、保護観察所、ハローワーク等が連携し、具体的な就労先の確保に向けた調整を一層進めることが肝要である。

また、社会における就労先の開拓のため、協力雇用主による雇用及びその継続が円滑に行われるよう、物心両面の支援を推進するとともに、広く企業への情報発信に努める。

このような取組を総合的に推進することにより、犯罪や非行をした者を実際に雇用している協力雇用主の数を現在の約500社から3倍の約1,500社にまで増加させ、犯罪や非行をした者の自立に向けた就労の機会を大幅に増加させることを通じて、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ。

#### 【具体的な取組】

##### 1 社会のニーズに合った矯正施設における職業訓練・指導の実施

受刑者や少年院在院者の中には、社会人として求められる意識や態度に欠ける者も少なくないことから、就労支援が必要な者を早期に把握した上で、就労意欲の喚起、働く上で求められる基本的なコミュニケーションスキルやビジネスマナーの体得等を目的とした指導を行うとともに、ハローワーク等の関係機関や民間協力者、企業等と連携した就労支援を実施する。

また、矯正施設における職業訓練・指導については、社会における担い手が不足していることから、雇用ニーズが高まっている業種を積極的に実施するなど、就職につながる職業訓練等の取組を推進する。

##### 2 求人と求職のマッチングの強化

矯正施設、保護観察所、ハローワーク等が連携して就職先の確保から就職後の職場定着支援までを一貫して行う就職支援の強化、民間のノウハウを活かした更生保護就労支援事業の推進等の求人と求職のマッチングに向けた取組を一層強力に推進する。

##### 3 犯罪や非行をした者を雇用しやすい環境づくり

###### (1) 国等の公的機関における雇用の促進

国（法務省、厚生労働省）における保護観察対象少年の雇用事例を参考に、国及び地方公共団体等において、犯罪や非行をした者の雇用を積極的に検討する。

###### (2) 犯罪や非行をした者を雇用した企業に対する支援の充実

犯罪や非行をした者を雇用して指導等に当たる協力雇用主に対する経済的支援策等を拡充する。また、競争入札（総合評価落札方式）において、犯罪や非行をした者を雇用している協力雇用主に対しポイントを加算する

取組等、犯罪や非行をした者が雇用されやすくするための取組の推進に向けて、このような取組を進めている省庁及び地方公共団体における取組内容について、情報の共有を図る。

犯罪や非行をした者を雇用しようとする企業の不安を軽減させるため、雇用上のノウハウや成功事例、雇用主に対する支援メニュー等の情報を広く事業主等に提供する。

### (3) 安心して雇用し続けるためのサポート体制づくり

企業が安心して継続的に犯罪や非行をした者を雇用できるよう、雇用する中で生じる様々な問題等を相談し、支援を受けられる体制を構築する。

## IV 再犯防止につながる社会での居場所づくり

### 【数値目標】

2020年までに帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させる。

### 【取組の概要】

犯罪を繰り返すにつれて、親族等との関係が疎遠になり、社会で支える人がいないために社会で孤立しやすくなることが知られている。

受刑者に頼ることができる親族等が存在している場合には、刑務所から出所した後、当面の生活を支援してもらえるよう、個々の問題や関係性を踏まえながら、粘り強く調整を行う必要がある。

また、刑務所から出所した後に帰るべき場所がない者に対し、更生保護施設を始めとする一時的な居場所等につなぐ取組についても、一層の推進を図る必要がある。

他方、社会の高齢化等に伴い、高齢者・障害者といった自立が困難な受刑者の割合が増えている。近年、刑務所や保護観察所、地方公共団体が連携して、刑務所収容中から出所後速やかに適切な福祉サービスを受けることができるようにする仕組みが整備され、年間約1,000人の帰住先の調整が行われるなど、相応の実績を挙げつつある。しかし、福祉的な支援を必要とする潜在的な対象者は年間約2,000人に上るという調査結果もある中、こうした者に対する関係機関がシームレスに連携した医療・福祉的支援を更に強化することが必要となっている。

このような取組を総合的に推進することにより、帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を現在の約6,400人から3割以上減少させること、将来的にはこのような状況が解消されることを通じて、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ。

### 【具体的な取組】

## **1 出所後のスムーズな社会適応に向けた指導の充実**

高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な者に対しては、刑務所において、福祉や年金に関する基礎的知識の付与、対人スキルの向上等、出所後の生活へのスムーズな適応を目指した指導の充実を図る。

また、疾病等の健康上の問題を抱える者に対しては、矯正施設において必要な治療等を実施できるよう、矯正施設で勤務する医師の確保を含む医療体制の充実に向けた取組を推進する。

## **2 自立が難しい者の帰住先の確保に向けたシームレスな支援**

高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な者に対しては、刑務所、保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設、福祉関係機関等の連携の下、地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により、出所後直ちに福祉サービスにつなげる体制の充実を図るとともに、帰住先確保に向けた調整を強化する。

また、地域生活定着促進事業の対象とならない者に対しても、個々の必要性に応じた指導・支援、医療・福祉のサポート等を、刑務所に収容中から出所後に至るまでシームレスに実施できるよう、支援体制を強化する。

## **3 社会における様々な居場所の確保**

### **(1) 一時的な居場所の確保**

矯正施設から出所したものの、帰るべき場所がない者の一時的な居場所を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化・施設整備の促進、自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保等の取組を推進する。

### **(2) 犯罪や非行をした者の相談体制の充実**

犯罪や非行をした者やその家族等が、生活上の悩み等の相談・助言、公的支援に関する情報提供を受けることができる体制の充実を図る。

### **(3) ソーシャルビジネスとの連携**

犯罪や非行をした者の新たな居場所の確保に向けて、高齢者・障害者の介護・福祉やホームレス支援、ニート等の若者支援といった社会的・地域的課題の解消に取り組む企業・団体等との連携やこうした団体等の普及方策等について検討を進める。

## **V 再犯防止を支える社会の強化**

再犯防止は、広く国民に理解され、支えられて初めて成り立つものである。

しかし、犯罪や非行をした者が、刑事裁判や少年保護手続を経て刑務所や少年院・保護観察所等によりどのような処遇を受けているのかについては、これ

まで注目されることも少なく、また、政府全体として広く国民に伝えるといった努力も十分効果的ではなかった。

犯罪や非行をした者の立ち直りを社会で支えてきた民間協力者が活動しやすい環境づくりを進めるとともに、「犯罪や非行をした者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れること（RE-ENTRY）が自然にできる社会」の構築に向けたメッセージを政府一丸となって国民に発信することにより、国民の関心を高め、直接・間接に再犯防止に協力してもらえる社会的土壤の一層の醸成に努めることが必要である。

## 1 社会を明るくする運動の強化

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した者たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”的の一層の推進を図る。

そのため、従来、法務大臣を委員長、関係省庁及び関係団体を構成員としている中央の推進体制について、全ての省庁を構成員とともに、一層多くの関係団体の参加を得ること等により、地方公共団体、民間と一丸となった広報啓発活動を積極的に推進する。

また、活動を進めるに当たっては、再犯防止活動に取り組む保護司や協力雇用主といった地域の民間協力者とも有機的に連携を取りつつ、刑事司法に限らない幅広い分野における関係者が相互に情報を交換し、交流すること等を通じて、再犯防止に関するネットワークが広がるような取組を推進する。

併せて、国民各層に关心を持ってもらう一つのきっかけとするため、様々な分野において再犯防止活動に取り組む人やその活動内容を分かりやすく発信する取組を推進する。

## 2 立ち直りを支える民間協力者が活動しやすい環境づくり

社会を明るくする運動など再犯防止に関する広報・啓発活動や犯罪や非行をした者の立ち直りを社会で支えている保護司、更生保護女性会、BBS会を始め、居場所づくりを通じた少年の立ち直り支援活動に取り組んでいる少年警察ボランティアなどの民間協力団体がより効果的な活動が行えるよう支援を強化する。

特に、犯罪や非行をした者の立ち直りを中心的に担っている保護司が、活動しやすい環境をつくるため、保護司候補者に関する情報提供、活動の拠点となる更生保護サポートセンターの円滑な設置運営、保護観察対象者等の社会復帰支援の連携等に向けた取組を、地方公共団体、経済界と手を携えて推進する。

また、更生保護女性会やBBS会、少年警察ボランティアといった民間協力団体がより有機的に連携し、効果的に活動が行えるよう支援する。

## **VI 再犯防止のため、国民にお願いすること**

政府における上記の取組に加えて、社会における様々な分野において再犯防止に向けた取組を進めるよう、政府一丸となった働き掛けを行う。

### **1 経済界**

我が国の企業の中には、社会貢献の一環として、受刑者に対する職業訓練から刑務所内の作業の提供、出所後の雇用まで一貫したプログラムを提供している例も一部ではあるが存在する。こうした取組は諸外国に多くの例があり、特に英国では、企業による受刑者等への就労支援が社会貢献活動として評価され、積極的に行われている。

経済界に対し、犯罪や非行をした者の立ち直りを支える雇用先の拡大に向けて、政府と緊密に連携を図りながら、経済界を挙げて、犯罪や非行をした者を雇用することの社会的意義や支援策等について周知を図るとともに、積極的な雇用の推進に取り組んでもらえるよう働き掛ける。

### **2 地方公共団体**

地方公共団体に対し、団体における独自の活動として進められている犯罪や非行をした者に対する就労・住居支援を始めとする再犯防止に向けた取組や、一部の都道府県警察において進められている非行少年の居場所づくりを通じた立ち直り支援、少年補導等非行少年を生まない社会づくりに向けた新たな取組を参考に、各地方において、犯罪や非行をした者の雇用、支援体制の構築、国の活動と連携した広報・啓発体制の強化に取り組むとともに、再犯防止のために地域で活動する民間協力者に対する支援を充実してもらえるよう働き掛ける。

### **3 国民**

あまねく国民に犯罪や非行をした者を社会で受け入れる必要性等について理解を求め、一人一人の立場に応じて、再犯防止に向けた活動に直接・間接的に参加・協力してもらえるよう働き掛ける。

## **VII おわりに**

再犯防止は簡単ではない。しかし、絶対にあきらめてはいけない。

「犯罪に戻らない・戻さない」という決意の下、「世界一安全な国、日本」の実現に向けて、犯罪や非行をした者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れること（RE-ENTRY）が自然にできる社会を目指し、国民各位の御理解と御協力を切にお願いする。

府子第36号  
平成27年1月27日

各都道府県・指定都市青少年行政主管部局長 殿

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付  
参事官(青少年環境整備担当)

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備のための保護者に対する重点的な啓発活動(春のあんしんネット・新学期一斉行動)について(依頼)

青少年の健全育成につき、かねてから格別の御尽力を賜り、感謝申し上げます。

近年、スマートフォン等の急速な普及に伴い、青少年のスマートフォン等の利用も急速に進んでおり、多くの青少年がSNSやオンラインゲーム等のいわゆるソーシャルメディア等により高い利便性が得られる一方、長時間利用による生活習慣の乱れや、不適正な利用による犯罪被害、いじめやプライバシー上の問題など思わぬトラブルに陥るケースも見受けられ、青少年がスマートフォン等を正しく利活用できる環境を整えることが重要となっています。

こうした中、春の卒業・進学・新入学の時期を迎え、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする機会が多くなることから、この節目の時期を捉えて、集中的に保護者に対するその責務等の意識喚起とフィルタリング等の普及促進に重点を指向した啓発活動等の取組を図るため、関係府省庁連名で別添1のとおり、「平成27年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について」により、一般社団法人全国高等学校PTA連合会等に対し協力依頼文を1月16日付けで発出しております。

「春のあんしんネット・新学期一斉行動」に係る取組につきましては、既に別添2のとおり、「クリスマス・年末年始に向けた青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に係る重点的な広報啓発活動について(依頼)」(平成26年12月4日府子第554号等)により準備方をお願いしているところですが、貴台におかれましては、青少年及びその保護者のリテラシーの向上と節度ある生活習慣・ルールの定着化を図るための取組の推進し、保護者の責務が適切に履行されるよう、家庭・学校・地域におけるリテラシー教育の充実強化をお願いします。

とりわけ、節度あるインターネット利用が家庭において「生活習慣」として定着化を図るための取組については、関係機関・団体等に対する効果的な情報発信・情報共有に努め、地域に根付いた活動として学校や地域における普及啓発活動を推進し自主的・持続的な取組につなげていただきますようお願いします。

内閣府では、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」において、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備のため、保護者がどのようなことができるのか、その「気づき」を促すため、1月下旬から政府広報オンライン「音声広報「明日への声」」を活用し、「子供の安全なインターネット利用のために、大人ができること」と題した広報

啓発活動を実施するほか、全国視覚障害者情報提供施設協会、全国盲人老人福祉施設、盲学校高等部、都道府県図書館などに合計4,800枚のCDを配布し、2月にはラジオスポットCMやインターネット広告を利用した啓発活動を実施することとしておりますので、本取組に係る案内・情報共有等にも御協力をお願いします。

また、総務省では、別添3のとおり「平成27年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の取組」により、携帯電話事業者、携帯電話代理店団体、一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構等に対しフィルタリング等に関する推進の依頼を図るとともに、一般財団法人マルチメディア振興センター、民間事業者等による「e-ネットキャラバン」による青少年を対象とした普及啓発活動等を展開することとしており、文部科学省では、別添4のとおり「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について(協力依頼)により各都道府県・指定都市青少年担当主幹部課長、各都道府県・指定都市教育委員会等に対し、卒業式・入学式・入学説明会・保護者会、総合的な学習の時間等の様々な機会を活用し、保護者や児童生徒に対して、スマートフォン等を通じた有害情報の危険性や対応策についての啓発活動、スマートフォン等の安心・安全な利用に関する意識を高め、注意喚起を促すための取組を推進しますので、これら取組についても連動させた一体性・整合性のある取組にも御配意願います。

なお、ユニセフとITU(国際電気通信連合)が作成した「インターネット上の子どもの保護に関する企業のためのガイドライン」については、「平成26年「子ども・若者育成支援強調月間」等に際しての青少年保護が安全で安心してインターネットを利用できる環境整備等への特段の配意について(依頼)」(平成26年10月17日付、府子第501号)により、お知らせしたところですが、この度、別添5のとおり同ガイドラインの日本語版が公表されましたので、青少年のインターネット利用に関する事業を行う事業者等の社会的な責任を促進する観点から、情報提供等の支援を宜しくお願いするとともに、貴台管下の関係部局(課)及び管内市区町村、関係団体等にも周知を重ねてお願いします。

- 別添1 平成27年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について【関係府省庁連名】
- 別添2 クリスマス・年末年始に向けた青少年が安全に安心してインターネットを利用する環境の整備に係る重点的な広報啓発活動について(依頼) 【内閣府】
- 別添3 平成27年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の取組 【総務省 報道資料】
- 別添4 「春のあんしんネット・新学期一斉行動について(協力依頼)【文部科学省】
- 別添5 インターネット上の子どもの保護に関する企業のためのガイドライン  
<http://www.unicef.or.jp/news/2014/pdf/150109.pdf> 【ユニセフ】

(連絡先)

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1  
内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付  
青少年環境整備担当 鈴木・松本  
TEL 03-5253-2111(内線38259)  
03-6257-1444(直通)  
FAX 03-3581-1609